

基本目標 4

安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する

私たちの健康で安全・安心な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。また、本市が積み上げてきた歴史的・文化的環境を保全しつつ、東日本の中枢にふさわしい都市景観の形成に向けて取り組む必要があります。

このため、これまで行ってきた環境の状況を把握するための各種調査の継続、公害等の発生源に対する規制、都市景観の保全等の施策を推進することにより、良好な生活環境を確保し、誰もが安全で、安心して暮らせる都市を目指します。

■指標の状況

基本目標 4 における成果指標の状況

基本目標 4	成果指標					
	成果指標項目	基準値 (基準年度)	前年度値 (前年度)	最新値 (最新年度)	中間目標値 (令和 7 年度)	計画目標値 (令和 12 年度)
安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する	生活環境（空気・水のきれいさ、静けさ、におい・かおり）に満足している市民の割合	44.8% (令和元年度)	34.2% (令和 5 年度)	55.2% (令和 6 年度)	50% (令和 7 年度)	55% (令和 12 年度)
	対前年度比	-	A	A ⁺	-	-
	対年度目標値比	-	C	A ⁺	-	-

対前年度比の評価

- | | |
|--|-----------------------------------|
| A ⁺ : 前年度より好転している。(+10%以上) | A : 前年度より概ね好転している。(+10%～+1%の範囲内) |
| B : 前年度と変わらない。(±1%未満の範囲内) | C : 前年度よりやや悪化している。(-1%～-10%の範囲内) |
| D : 前年度より悪化している。(-10%以下) | - : 評価なし |

対年度目標値比の評価

- | | |
|---|----------------------------------|
| A ⁺ : 年度目標値を大きく上回り達成。(+50%以上) | A : 年度目標値を上回り達成。(+50%～+1%の範囲内) |
| B : 年度目標値を達成。(±1%未満の範囲内) | C : 年度目標値を下回り未達成。(-1%～-50%の範囲内) |
| D : 年度目標値を大きく下回り未達成。(-50%以下) | - : 評価なし |

※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A⁺」としています。

基本目標4における目標指標の状況

施策の柱	目標指標					
	目標指標項目	基準値	前年度値	最新値	中間目標値	計画目標値
		(基準年度)	(前年度)	(最新年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
4-1 大気質の保全・交通環境対策	大気汚染物質の環境基準達成率	80% (令和元年度)	80% (令和5年度)	80% (令和6年度)	80% (令和7年度)	80% (令和12年度)
	対前年度比	-	A+	A+	-	-
	対年度目標値比	-	A+	A+	-	-
4-2 水質の保全	水質汚濁に関わる環境基準達成率	99.2% (令和元年度)	98.8% (令和5年度)	98.6% (令和6年度)	100% (令和7年度)	100% (令和12年度)
	対前年度比	-	B	B	-	-
	対年度目標値比	-	B	B	-	-
4-3 景観の保全	景観重要建造物・樹木の指定件数	13件 (令和2年度)	15件 (令和5年度)	16件 (令和6年度)	15件 (令和7年度)	-
	対前年度比	-	B	A	-	-
	対年度目標値比	-	A	A	-	-

対前年度比の評価

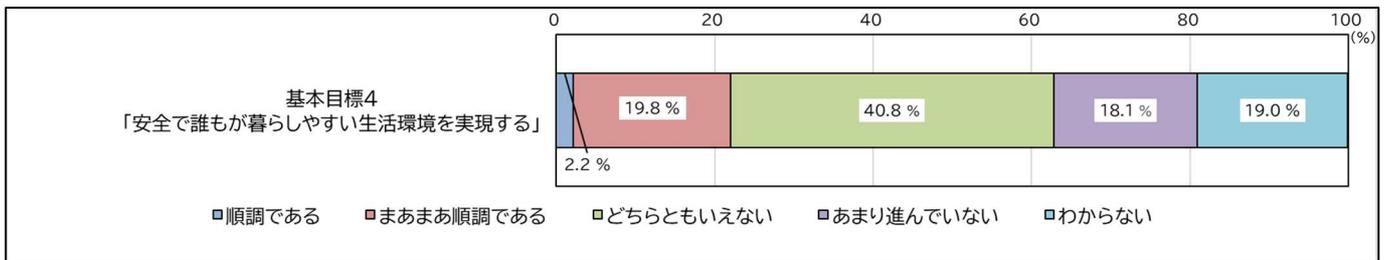
- A+ : 前年度より好転している。(+10%以上)
- A : 前年度より概ね好転している。(+10%~+1%の範囲内)
- B : 前年度と変わらない。(±1%未満の範囲内)
- C : 前年度よりやや悪化している。(-1%~-10%の範囲内)
- D : 前年度より悪化している。(-10%以下)
- : 評価なし

対年度目標値比の評価

- A+ : 年度目標値を大きく上回り達成。(+50%以上)
- A : 年度目標値を上回り達成。(+50%~+1%の範囲内)
- B : 年度目標値を達成。(±1%未満の範囲内)
- C : 年度目標値を下回り未達成。(-1%~-50%の範囲内)
- D : 年度目標値を大きく下回り未達成。(-50%以下)
- : 評価なし

※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A+」としています。

市民アンケート結果：基本目標4における進捗状況



■総合評価及び今後の取組

①成果指標について

基本目標4の成果指標「生活環境（空気・水のきれいさ、静けさ、におい・かおり）に満足している市民の割合」については、基準年度である令和元年度の44.8%から、令和5年度には34.2%へ低下しましたが、最新年度の令和6年度には55.2%へと大きく回復しています。前年度比では大きく好転（A⁺）、年度目標値比においても達成（A⁺）と評価されており、生活環境に対する市民満足度が大幅に改善した状況です。

このことから、大気・水質・騒音・におい対策など、生活環境全般に関する取組の成果が一定程度、市民の実感として表れているといえます。

②目標指標について

目標指標の状況については、「大気汚染物質の環境基準達成率」が80%で安定的に推移しており、前年度比・年度目標値比ともに達成（A⁺）と評価されています。

「水質の保全」に関しては、「水質汚濁に関わる環境基準達成率」が98%台後半を維持しており、概ね良好な状況を維持しています。

また、「景観の保全」に関しては、「景観重要建造物・樹木の指定件数」が令和6年度に1件増加したことから、前年度比、年度目標値比ともに評価（A）となっています。

③今後の取組

今後は、大気や水質の環境基準を安定的に達成するため、継続的な監視と対策を進めます。併せて、交通環境や生活騒音、におい対策など、生活に身近な環境課題への対応を継続します。

さらに、これまでに指定を行った景観重要建造物・樹木のPRに務めるとともに、これらを活用した景観啓発に向けた取組について検討を行っていきます。

④市民アンケートから

市民アンケートによる進捗評価は、「順調である」と「まあまあ順調である」を合計した割合が22.0%であるのに対し、「あまり進んでいない」と回答した割合は18.1%という評価となりました。「どちらともいえない」と回答した割合が40.8%と最多であり、「わからない」と回答した割合が19.0%となっていることから、引き続き市民に対する周知が必要です。

4-1 大気質の保全・交通環境対策

4-1-1 大気汚染物質対策の推進

本市の大気環境は、環境基準の定められている6物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5））のうち、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。今後も良好な大気環境を維持し、市民生活の質を確保していく必要があります。

良好な大気環境を保全していくため、大気汚染の状況を把握するとともに、大気汚染物質の排出抑制のため、広域的かつ継続的な取組を推進します。

①工場・事業場等対策

事業名	実施概要
工場・事業場規制	大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、工場・事業場への立入検査を実施し、排出ガスの測定や行政指導を行いました。

【詳細データ】大気汚染関連事業所への立入検査等数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立入検査件数	件	164	150	38	60	82
指導件数	件	64	56	18	18	13
行政検査件数	件	3	1	1	1	0
行政検査適合率	%	100	100	100	100	-

事業名	実施概要
大気汚染に係る公害苦情	本市に相談が寄せられた大気汚染に係る公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより、生活環境の保全と市民満足度の向上を図りました。

【詳細データ】大気汚染に関する苦情件数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
苦情件数	件	203	179	210	175	153

事業名	実施概要
石綿対策	建築物などにおける適切な石綿対策を徹底することを目的とし、所有者などを対象に石綿に関する知識や支援制度の周知・啓発及び助言を行いました。

【詳細データ】石綿対策：届出及び立入検査状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	件	73	34	37	24	11
立入検査件数	件	86	36	46	29	13
行政検査件数	件	80	34	41	27	13
基準超過件数	件	0	1	0	0	0

【詳細データ】石綿対策：石綿一般環境調査結果

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
石綿検出地点数	地点	0	0	0	0	0

事業名	実施概要
さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金	<p>既存建築物に使用されている吹付け石綿（アスベスト）などの分析調査及び除去工事等を行なう場合、一定の要件を満たすものに費用の一部を助成し、市民の健康被害の予防と生活環境の保全を図るものです。</p> <p>令和6年度の申請件数は、分析調査0件、除去工事0件となりました。</p>
大気汚染物質の常時監視	<p>大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局5局の合計14局を設置し、環境基準が定められている6物質の観測を行っています。</p> <p>令和6年度は光化学オキシダントを除き、全局で環境基準を達成しました。</p>

4-1-2 交通環境対策の推進

交通は、社会・経済活動や人々の暮らしに欠かせないものですが、大気汚染、騒音・振動、温室効果ガスの排出といったさまざまな環境問題の原因のひとつともなっているため、次世代自動車の利用や、自動車の燃費改善に繋がる道路整備などを進めていくことが必要となっています。

大気汚染の原因となる自動車排出ガス削減のため、低公害・低燃費車の普及、市民・事業者によるエコドライブ、エコ通勤を促進するとともに、沿道環境の整備など、道路交通の効率化のため取り組みます。

①自動車対策

事業名	実施概要
九都県市自動車排出ガス対策の推進	自動車から排出される大気汚染物質対策として、九都県市で連携し、ディーゼル車規制、エコドライブの普及、低公害車の導入促進など、自動車排出ガスの削減に取り組みました。
エコ通勤の促進	自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量を削減するため、エコ通勤(通勤手段をマイカーから徒歩や自転車、公共交通機関等へ転換する取組)を市職員が率先して実施するとともに、市民や事業者に働きかけました。
エコドライブの推進	自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量を削減するため、市民や事業者、市職員に対し地球に優しい運転方法であるエコドライブの普及・啓発を実施しました。
モビリティマネジメントの推進	一人ひとりのモビリティ(移動)が社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通機関等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策を行いました。

②沿道対策

事業名	実施概要
九都県市自動車排出ガス対策の推進	自動車から排出される大気汚染物質対策として、九都県市で連携し、ディーゼル車規制、エコドライブの普及、低公害車の導入促進など、自動車排出ガスの削減に取り組みました。
大気汚染物質の常時監視	大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局5局の合計14局を設置し、環境基準が定められている6物質の観測を行っています。 令和6年度は光化学オキシダントを除き、全局で環境基準を達成しました。

4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進

自動車騒音・振動については、道路構造や交通量等の変化に対応するため、定期的に状況を把握し、騒音・振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路構造の見直しを行っていく必要があります。道路騒音・道路沿道振動を対象とした定期的な調査を実施し、市内の状況を監視するとともに、交通流対策や道路舗装の改良等、騒音・振動の防止・軽減対策を実施します。

また、事業活動による騒音・振動・悪臭について、発生状況の把握及び事業者に対する指導を継続します。

①騒音・振動対策

事業名	実施概要
騒音・振動対策	環境法令に基づき、特定建設作業の騒音・振動防止対策の指導及び自動車騒音・振動、新幹線騒音・振動の常時監視を行いました。
公共工事に使用される自動車及び建設機械への指導の推進	公共工事に用いる建設機械について「低騒音型建設機械」、「排出ガス対策型建設機械」の使用を設計図書に明示し、建設工事で使用することにより環境対策を推進しています。

②悪臭対策

事業名	実施概要
悪臭対策	悪臭に関しては、届出制度はありませんが、悪臭防止法及び生活環境の保全に関する条例で工場・事業場に対する規制基準が定められています。 悪臭の発生源に対して、申し立てがあった相談件数は、令和6年度は37件となりました。本市に相談が寄せられた公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより、生活環境の保全と市民満足度の向上を目指しています。

4-1-4 化学物質対策の推進

化学物質による汚染を防止するためには、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）による PRTR 制度に基づき、事業者による化学物質の排出量と移動量の届出と適正処理を徹底していく必要があります。

事業者に対して有害化学物質の適正管理を指導し、化学物質による生活環境への支障の未然防止に努めます。

①化学物質対策

事業名	実施概要
化学物質による環境リスクの低減	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障の未然防止を目的として、事業者を対象に化学物質の排出量及び移動量の届出制度（PRTR 制度）を運用しました。
環境コミュニケーションの推進	事業者の事業内容や取り扱っている化学物質などに関する情報を市民や行政との対話を通じて、すべての関係者が正確な情報を共有し、相互理解を図るために行う取組である環境コミュニケーションを推進しました。

4-2 水質の保全

4-2-1 水質の改善に係る事業・施設整備の推進

市内河川の水質は、悪化が著しかった昭和 40 年代と比べると大きく改善していますが、未だに環境基準を超過する地点がみられます。水質汚濁の原因は、生活排水、工場・事業所からの排水、雨水の地下浸透の減少等が複合的に影響していると考えられます。

日常生活や事業活動によって、河川などへ排出される汚濁負荷を軽減するため、公共下水道の整備、排出者に対する監視・指導等の排出源対策を推進するとともに、家庭における生活排水対策を促進します。

①下水処理対策

事業名	実施概要
下水道普及率の向上	令和 6 年度末の公共下水道普及率は 95.3%となり、前年度と比べ 0.2 ポイント向上しました。
下水道接続率の向上	下水道接続率の向上を目的とし、公共下水道の工事着手時に、下水道に関するパンフレットを各戸配布するとともに、供用開始後概ね 3 年を経過した地域で下水道に接続していない家屋等に、下水道普及指導員による戸別訪問を実施し、下水道への切替の働きかけを行いました。
浄化槽の適正な維持管理の指導実施	油や有害化学物質等の流出による異常水質事故が発生した際は、被害の拡大を防止するための措置を講ずるとともに、発生原因を特定するための調査と原因者への指導を緊急に実施しました。

【詳細データ】浄化槽法第 11 条に基づく法定検査の受検率の推移

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受検率	%	12.3	16.5	21.6	24.1	23.5

②産業・生活排水に関する対策

事業名	実施概要
工場・事業場排水に係る監視、指導の充実	水質汚濁防止法、下水道法等において排水規制対象となっている工場、事業場の立入検査を実施しています。
公共用水域の異常水質事故対策の充実	油や有害化学物質等の流出による異常水質事故が発生した際は、被害の拡大を防止するための措置を講ずるとともに、発生原因を特定するための調査と原因者への指導を緊急に実施しました。

【詳細データ】過去 5 年間の異常水質事故件数の推移

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
異常水質事故件数	件	17	8	15	9	13

4-2-2 土壌・地下水・地盤環境の保全

土壌汚染は一度発生すると元の状態に戻るまでに長い年月がかかるとともに、その対策費用が高額になる場合が多いため、事業活動において有害物質を適切に管理することが重要です。また、本市の上水道水源である地下水について、湧水や災害対策等に活用できる貴重な自己水源を保全するためにも深井戸の運用を継続する方針であることから、地下水の採取による地盤沈下を防止していく必要があります。

有害物質などによる土壌・地下水汚染対策や、人為的な地盤沈下対策等を推進するなど、土壌・地盤環境の保全に努めます。

①土壌・地盤環境の保全

事業名	実施概要
土壌・地下水汚染対策	土壌汚染は、土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、市内の状況の把握に努めています。 地下水汚染は埼玉県地下水測定計画に基づき概況調査を行っており、令和6年度は7区画7地点で実施し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準を超過しました。

4-2-3 定期的な水質調査・監視の充実

きれいな水の確保による市民生活の質の維持・向上、また、水生生物の保全の観点からも、河川や地下水の水質を良好に維持していく必要があります。

水質がどのような状態にあるかを計画的に把握し、さまざまな取組の進捗状況を確認するとともに、新たな課題を速やかに認識できるように調査、監視を継続的にを行います。

①水質の調査

事業名	実施概要
水道水の水質管理の充実	令和6年度は、「令和6年度さいたま市水道局水質検査計画」に基づき、水道法で定められた水質基準項目等の水質検査を実施し、全ての検査地点で常に基準を満たした安全な水道水が供給されていることを確認しました。
生活排水が流入する小河川・雨水幹線の水質調査の実施	生活排水の影響を直接受ける市内12の小河川や用排水路、雨水幹線（各1地点、計12地点）において、pH、BOD、SS等の水質汚濁の指標となる項目の調査を行っています。これらの河川等では類型指定がないため、水質の環境基準は定められていませんが、下流の流入先河川の基準に準じて評価しています。 令和6年度は、BOD2地点、D01地点で、準用する基準値からの超過が確認されました。

② 水質の管理

事業名	実施概要
汚染土壌、地下水の監視指導	土壌汚染は、土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、市内の状況の把握に努めました。

4-2-4 水質に係る調査研究、広域連携等の推進

市内の水質の保全、生物多様性の保全を図るためには、市内にとどまらず、市民、事業者、行政が広域的に連携・協働することが重要です。

河川や地下水の水質調査に加え、良好な水環境を構築するための調査研究を推進し、市内外の機関との広域的な連携や市民などとの連携により水質の改善に取り組めます。

また、庁内関係部署、住民、関係機関・団体等と連携し、水質の保全に取り組んでいきます。

①水質に係る調査研究

事業名	実施概要
新たな水質調査事業の検討	市内河川の水質・生物多様性の状況を把握・評価し、良好な環境を保全するための研究を推進しました。

②水質に係る連携

事業名	実施概要
庁外組織との連絡会等による水質改善	芝川・新芝川水環境改善連絡会では、県が中心となり、流域自治体及び河川管理者と連携を図って流域の水環境の維持改善に取り組めました。

4-3 景観の保全

4-3-1 都市景観の保全

市民の生活に潤いと安らぎを与える良好な都市景観を維持していくためには、住環境や景観が調和した市街地の形成を計画的に進めていく必要があります。

景観重要建造物や景観重要樹木の指定、無電柱化、屋外広告物の適正化などの取組により、良好な都市景観の保全を図ります。

①良好な都市景観の保全

事業名	実施概要
建築行政事務事業／建築協定	建築協定は、住宅地としての良好な環境や商店街としての利便性をより高度に維持・増進することなどを目的として、建築物の形態や用途などに関する基準を土地所有者などが申し合わせて、全員の合意により協定を結び、運営していく制度です。

【詳細データ】建築協定の認可件数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建築協定の認可	件	更新0	更新1	更新1	更新1	更新1

事業名	実施概要
無電柱化の推進	首都直下地震や大型台風などの自然災害への対策、バリアフリー整備と合わせた安全で歩きやすい歩行空間の確保、優れた都市景観の形成などを目的に、「さいたま市無電柱化推進計画」に基づいて、防災上の重要な道路やバリアフリー経路などを対象として無電柱化を進めました。
景観重要建造物及び樹木の指定	景観計画区域内において、外観の優れた建造物（建築物及び工作物）及び樹木が除却、伐採、外観の変更等により、全体の良好な景観が大きく損なわれるのを防ぐため、景観重要建造物、樹木へ指定し、外観の保全を図るものです。令和6年度は、景観重要樹木の指定を1件実施しました。
景観啓発事業の推進	「都市景観形成基本計画」に基づき、小学生を対象とした出前講座や、景観を題材にした絵本やかるたを使用する景観教室の実施や、教材の貸出等を行っています。令和6年度は、景観かるたやクイズを用いた出前講座を2件実施しました。
都市景観形成の推進	「景観計画」に基づく大規模建築物等への景観誘導や、景観重要建造物・樹木の指定制度を活用し、良好な景観の形成を図ります。 令和6年度は89件の届出があり、すべての届出において景観形成基準への適合を確認しました。
さいたま市都市景観形成基本計画及びさいたま市景観計画の推進	本市の地域特性を活用した魅力ある景観の形成と、無秩序な景観を修復し、次代へ良好な都市景観を継承するために、「さいたま市都市景観形成基本

	計画」において、①理念と目標、②方針、③推進方策を提示し、市民、事業者、行政の共通の指針とするものです。
--	--

②環境美化の推進

事業名	実施概要
屋外広告物適正化推進事業	屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可、屋外広告業の登録、違反広告物については是正指導、簡易除却等を行うとともに、キャンペーンや市民ボランティア組織による違反広告物の撤去制度等により屋外広告物の適正化を推進しました。

4-3-2 歴史的・文化的環境の保全

地域の歴史文化遺産や街並みなどを守っていくためには、市民や事業者、学校、市等全ての主体の意識啓発を図り、有効に活用していくことが大切です。

市民が愛着を持てる環境を次世代へと引き継いでいくため、歴史的・文化的資源の観光資源としての利用など、有効利用に取り組みます。

①歴史的・文化的環境の保全及び活用

事業名	実施概要
歴史的資源の活用	地域の歴史的・文化的遺産は、物や技、自然など様々な形態として残されており、これら環境資源を保存・活用し、次の世代へと引き継いでいきます。
歴史文化探索ルート・観光モデルコースの設定	本市への誘客、周遊促進を目的とし、市内外からの観光客を対象に、本市の歴史や文化を探索するルートとして「さいたま市内半日観光ルート」を設定し、8つのルートを紹介しました。
盆栽関連施設を活用した魅力づくり	本市への誘客、周遊促進を目的とし、市内外からの観光客を対象に大宮盆栽のPRを実施、大盆栽まつりに合わせて盆栽四季の家で大宮盆栽村おもてなしイベントを開催しました。また、出生届を提出された方へ、ミニ盆栽の引換券を贈呈しました。